

令和6年度第1回千葉西警察署協議会

1 開催日

令和6年6月26日（水曜日）

2 開催場所

千葉西警察署

3 出席者

・協議会委員 9人 ・警察署 12人

4 業務報告

（1）令和6年5月末現在における管内の犯罪発生状況について

（2）令和6年5月末現在における管内の交通事故発生状況について

5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの要望・意見等

（1）特殊詐欺について

【質問】「電話d e詐欺」の被害が減少し、「SNS型投資詐欺」等の被害が増加しているとのことですが、被害者の年齢層に変化があるのか、また、それに伴い警察の被害防止対策に変更があるのか教えていただきたい。

【回答】「SNS型投資詐欺」の被害者の年齢層に関しましては、70歳代が5割を超えておりますが、「ロマンス詐欺」では40歳代から60歳代が全体の8割を占めるなど、被害者の年齢層は若干下がっております。

なお、「SNS型投資詐欺」等に関しましても、「電話d e詐欺」と同様に、あらゆる機会を通じて最新の手口を紹介し、同様の被害にあわないよう呼び掛けを行っているところです。

（2）車上ねらいについて

【質問】昨年に比べ、管内の「車上ねらい」の認知件数が約2倍に増えているとのことですが、多発している被害の場所や時間帯について教えていただきたい。

【回答】多発場所としては、稲毛地区のコインパーキングで、多発時間帯は、深夜帯となります。

（3）自転車の安全利用について

【意見】自転車に関係する交通事故を防止するため、小・中学生の若い世代から、自転車乗車時のヘルメットの着用や正しい交通ルールを定着させていくことが重要と考えるので、「スケアード・ストレート教育技法」等の視覚に訴える方法

を活用し、小・中学生等に対する交通安全教育を充実させていただきたい。

【回答】今後とも学校と連携した交通安全教育を推進し、自転車が関係する交通事故の防止に努めてまいります。

(4) 小型モビリティについて

【質問】「電動キックボード」や「電動モペット」の保安基準や通行方法等について教えていただきたい。

【回答】現在、様々な種類の小型モビリティが流通しておりますが、いわゆる「電動キックボード」とは法令上の車両区分ではなく、外観上の分類であり、法令上の車両区分については、車体の大きさや構造が一定の基準に該当するかどうかにより判断することとなります。

車両区分により保安基準や通行方法等は異なり、法令上の解釈については、個別に判断が必要となるため、この場での説明は省略させていただきますが、小型モビリティに関する正しい理解の浸透に向け、引き続き、広報啓発活動を推進し周知を図ってまいります。

7 答申等に対する措置結果
なし